

平 1 4 答 申 第 3 号  
平成 1 4 年 1 2 月 6 日

福岡市教育委員会 様  
(教育委員会学務部教職員第 1 課)

福岡市情報公開審査会  
会長 吉 野 正  
(総務企画局総務部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例 (昭和 6 3 年福岡市条例第 3 号) 第 1 1 条の規定に基づき, 平成 1 4 年 3 月 2 8 日付け教教第 1 3 6 5 号により諮問を受けました下記の審査請求について, 別紙のとおり答申いたします。

記

「平成 1 4 年 3 月 3 1 日付で 小, 中学校を定年退職される管理職者の名前, 役職, 勤務学校」の非公開決定処分に対する審査請求

## 答 申

### 1 審査会の結論

「平成14年3月31日付で 小，中学校を定年退職される管理職者の名前，役職，勤務学校」（平成13年度末定年退職予定者名簿。以下「本件公文書」という。）について，福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定処分は，妥当である。

### 2 審査請求の趣旨及び経過

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，平成14年1月29日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件公文書の非公開決定処分の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の経過

ア 平成14年1月16日，審査請求人は，実施機関に対し福岡市情報公開条例（昭和63年福岡市条例第3号。以下「旧条例」という。）第5条の規定により，本件公文書の公開請求を行った。

イ 平成14年1月29日，実施機関は，本件公文書が旧条例第8条第1項第2号及び第5号の規定に該当するとして非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い，その旨を審査請求人に通知した。

ウ 平成14年2月21日，審査請求人は，本件決定について，これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

### 3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

#### (1) 審査請求人の主張

審査請求人は，審査請求書及び平成14年9月12日の当審査会における口頭意見陳述において，次のように主張している。

ア 本件公文書を公開することにより，事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるとは考えられない。

イ そもそも，定年退職予定の校長先生であれば，終業式以降は比較的時間に余裕ができるので，子どもの教育について相談しやすいと考え，実施機関に定年退職予定の校長先生を何人か紹介してくれるように尋ねたところ，情報公開請求を行うよう

に促された。

ウ 本件公文書の件名の書き方についても、実施機関の指導に基づき記入したものである。

エ 実施機関は、個人情報として公開できないことを知りつつ、わざわざ市民に情報公開請求を行うように指導しており、市民に不要な負担をかけているとしか思えない。

オ なお、実施機関は、平成14年4月1日以降であれば、退職者のリストを公表できる旨主張しているが、同年4月1日以降に退職者のリストを渡されても、その学校には退職した先生はすでにおらず、住所も再就職先も個人情報として教えてもらえないのだから、全く意味がない。

## (2) 実施機関の主張

実施機関は、平成14年5月10日付け答弁書及び平成14年9月12日の当審査会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

ア 本件公文書について

本件公文書は、「定年退職該当者への通知書の交付について」の決裁文書に添付した文書であり、定年退職予定者の学校名、職名及び氏名が記載されている。

イ 旧条例第8条第1項第2号該当性について

① 退職という事実は、公職を退いたという公務に関連する情報であり、特に本人が積極的な公表を望まない場合を除くほか、社会通念上の個人のプライバシーを侵害するおそれがないものとして公表の対象としているが、定年や自己都合という退職理由については、個人の個別的事由に基づくものであり、公に退職理由を明らかにすることは適当でない。

② 特に、退職前に退職予定者の情報を公開した場合、退職金の支払い前に預金勧誘などが行われることにより、退職者が物理的・精神的負担を被るなど当該退職者の不利益につながるものが予想される。

③ また、60歳に達したものが定年退職の対象となることは公知の事実であることから、本件公文書には個人の「年齢」に係る情報が含まれていることとなる。

「年齢」は公務員の公務に直接関わりのない情報であること、また、社会生活上「年齢」が本人を識別する手段として使用されている状況が見受けられることから、これを公開すると社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがあると考えられるため、これを保護する必要がある。

- ④ さらに、定年退職者を特定して情報公開の対象とすれば、新聞紙上等で退職者も含めた人事異動が掲載されていることから、これらの情報を重ね合わせることにより、定年退職者以外の退職者が明らかになるおそれがあり、地域における情報等と相まって、病気等による自己都合による退職理由を憶測させるおそれが生じる。

ウ 旧条例第8条第1項第5号該当性について

- ① 本件公文書を公開することによって、昇任事務を行うに当たり、当該定年退職予定者に係る該当校の管理職が欠員となることが明らかとなり、当該校の校区の保護者や児童・生徒に、不安や動揺を与えかねない状況が生じることも予想されるとともに、場合によっては、後任の人事に関し、陳情・要望などが行われることも考えられる。
- ② さらに、管理職の人事については教職員の人事にも連動していることから、本件公文書を公開することにより、場合によっては、教職員の人事異動に支障を生じるおそれも考えられる。
- ③ 情報公開条例の運用に当たっては、個別具体的事情を考慮することなく判断基準を一律にして公開するか非公開にするかを判断する必要があることから、一般に本件公文書を公開するという取扱いを行うことにより、学校現場において前述したような事態が生じるおそれがないとはいえないことから、「その他当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの」という条件に該当するものである。

エ 平成14年4月1日以降の取扱いについて

退職という事実については、特に公表しないで欲しい旨の要望があった場合を除き、新聞社に対し人事異動の情報と併せて提供しているところであり、この取扱いも考慮し、平成14年4月1日以降であれば、平成14年3月31日付けで小中学校を退職した管理職者の氏名、職名及び学校名については、情報提供できる旨を審査請求人に通知している。

#### 4 審査会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、「定年退職該当者への通知書の交付について」の決裁文書に添付した文書であり、平成13年度末の定年退職予定者（福岡市立小中学校の教職員）の学校名、職名及び氏名（以下「本件個人情報」という。）が記載されている。

(2) 旧条例第8条第1項第2号（個人情報）該当性について

ア 実施機関は、本件個人情報については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、旧条例第8条第1項第2号（以下「第2号」という。）の規定に基づき、非公開とした旨主張している。

イ その理由として、実施機関は、本件公文書には、定年という理由による退職予定者が記載されているため、これを公開することにより、退職予定者の職名及び氏名のみならず、①定年という退職理由が明らかになること、②定年に該当する年齢であることが明らかになることを挙げ、これらの情報は、定年退職予定者及び定年退職者本人のプライバシーとして保護の対象となると主張している。

ウ また、実施機関は、年度末に退職した教職員について、退職決定後に、その学校名、職名及び氏名を人事異動の情報と併せて新聞紙上に公表していることから、本件公文書を公開すると、この新聞紙上に公表した情報と照らし合わせることによって、定年以外の理由により退職した者が明らかになり、定年以外の理由により退職した教職員のプライバシーを侵害することとなる旨主張している。

エ 第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」については非公開とすることを定めている。

オ これは、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する立場から個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人のプライバシーに関する情報であると明らかに識別できる場合はもとより、個人のプライバシーに関する情報であると推認できる場合も含めて、個人に関する一切の情報について非公開を原則としたものである。

カ 本件個人情報は、特定の教職員が識別され、又は識別され得るものであることから、第2号本文に該当するものと認められる。

キ しかしながら、教職員の個人に関する情報であっても、公務に関連する情報については、一般の個人情報と同様に取り扱うことは、行政が説明責任を果たしていくうえで妥当でなく、本市においても、本市教職員の公務に関する個人情報のうち、本市教職員の氏名、所属名、職名、職務内容など、従来から慣行上公表し、今後公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないものについては、例外的に第2号ただし書のイに該当する情報であるとして公開していたところである。

ク そこで、本件個人情報について、第2号ただし書イに該当するか否か検討する。

ケ 本市においては、前述したように、年度末に退職した教職員については、退職決定後に、その職名及び氏名を、人事異動の情報と併せて新聞紙上に公表している慣行が認められる。本件個人情報についても、定年という退職理由は明確に公表されていないものの、退職者としての職名及び氏名は現時点においてすでに公表されていることが認められた。このような状況を踏まえると、新聞紙上に記載された者のほとんどが定年による退職者である実態に鑑みれば、あえて退職決定後の定年退職者を非公開として取り扱う実質的な利益が乏しいものと認めることができる。

コ また、年齢に関する情報は、一般的には個人のプライバシーに関する情報であり、当該個人が教職員であっても、職務遂行の内容と直接関連する情報ではないため、プライバシーとして保護の対象となるものと考えられるが、特に定年という情報に限っていえば、前述のようにほとんどが定年による退職者であると推測される情報を新聞紙上において公表している慣行を鑑みても、その要保護性は低いものと判断することも可能である。

サ さらに、定年という情報には、それ自体に退職するという事象が内包されていると認められるが、公務員がその職を退くということは、特に教職員に対しては児童、保護者など市民の関心が高いことから、これを公開する公益性は高いものということができる。

シ しかしながら、本件個人情報を公開すると、新聞紙上に公表した情報と照らし合わせることによって、定年以外の理由により退職した教職員が明らかとなり、定年以外の退職理由については、教職員の身分取扱い上の処遇に関する情報であって、当該教職員の具体的な職務の遂行に直接関連するものではないことから、このような情報を公開すると、社会通念上教職員のプライバシーを侵害するおそれがあると認めることができる。

ス したがって、本件個人情報は、第2号ただし書イに該当しないものと認められる。

セ また、本件個人情報は、第2号ただし書のア及びウにも該当しないものであることは明らかである。

ソ 以上から、本件個人情報を第2号本文の規定に基づき非公開とした実施機関の決定は、妥当である。

(3) 旧条例第8条第1項第5号（行政運営情報）該当性について

実施機関は、本件公文書に記載されている情報については、旧条例第8条第1項第5号（以下「第5号」という。）にも該当する旨主張するが、本件公文書については前述したように、第2号の規定に基づき非公開とすることが相当であると認められるため、第5号該当性については、当審査会において重ねて判断しないものとする。

以上により、実施機関が本件公文書について行った決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 行政サービス上の実施機関の対応について

本件審査請求に対する審査会の判断については、以上のとおりの結論を相当とするが、以下の①から④までの状況を勘案すると、本件における実施機関の対応については、市民ニーズに沿った行政サービスの推進という観点から、少なからず問題があると言わざるを得ない。

- ① 審査請求人は、教育問題に関し識見を有する校長に自己の子の教育問題について、相談したいという意向を有していたところ、定年退職予定の校長であれば、終業式以降は比較的時間に余裕があり、相談に乗ってもらいやすいものと考え、実施機関に対し、定年退職予定の校長を数名教示してもらいたい旨相談を行ったと主張している。
- ② しかるに、実施機関は、本件公文書について情報公開請求を行うように指導している。
- ③ 実施機関が、審査請求人が真に求める情報及びその背景を適切に理解していれば、個別具体的な事情を考慮した上で、定年退職予定者本人に事情を説明し、同意が得られた校長を数名程度教示する等の柔軟な対応が考えられたはずである。
- ④ 実際に、実施機関は、当審査会における口頭意見陳述において、当審査会からの質問に対し、個別具体的な事情を考慮した上で、理由があると認められれば、そのような対応は可能である旨を陳述している。

したがって、本件の事例のように、実施機関の裁量の範囲内で何らかの工夫を凝らすことによって、市民の要求に応えることができる場合には、真摯にその要求をとらえ、より一層の市民サービスの向上に努めるよう要望するものである。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成14年3月28日	実施機関からの諮問
平成14年5月10日	実施機関から答弁書を受理

平成14年9月12日(第108回審査会)	審査請求人，実施機関の口頭意見聴取 及び審議
平成14年10月10日(第109回審査会)	審議
平成14年11月14日(第110回審査会)	審議